

障精発0523第1号
令和元年5月23日

各 都道府県
指定都市 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長
（ 公 印 省 略 ）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院者の費用徴収額認定基準の取扱いについて

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づく措置入院者の費用徴収額認定基準の取扱いについては、平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生事務次官通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（以下「事務次官通知」という。）及び昭和63年11月18日健医精発第43号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神保健法による措置入院者の費用徴収額認定基準の取扱いについて」により実施されているところであるが、今般、措置入院者の費用徴収額認定基準の取扱いを下記のとおり定め、令和元年6月1日から適用することとしたので、今後は、事務次官通知及び本通知により遺憾のないよう実施されたい。

なお、昭和63年11月18日健医精発第43号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神保健法による措置入院者の費用徴収額認定基準の取扱いについて」は、令和元年5月31日をもって廃止する。

記

- 1 本制度は、措置入院者本人が直接的な強制を受けて措置されるにしても、措置入院者本人の疾病の治療のため必要な医療保護が加えられる以上、措置入院者本人及びその親族は、その負担し得る範囲内で当該医療費を負担することが衡平の原理にかなうことから設けられたものであり、この趣旨を十分踏まえて、費用徴収額の認定事務に当たられたいこと。
- 2 措置入院者の費用徴収額の算定対象となる措置入院者の配偶者及び措置入

院者と生計を一にする絶対的扶養義務者の有無の把握については、措置入院者本人等に上記 1 に示すような本制度の趣旨を十分説明し、協力を得られるように努め、新規措置入院者については入院時、継続入院者については毎年 7 月 1 日時点におけるこれらの者の有無について、申告書を徴するとともに戸籍謄本等により確認し、その有無を速やかに把握すること。

3 「生計を一にする」とは、「社会生活において収入と支出を共同にして消費生活を営んでいること」をいい、次により取り扱うこと。

(1) 措置入院者と同一住所の者は、原則として生計を一にする者とみなす。

(2) 措置入院者と住所の異なる者は、措置入院者又は措置入院者と生計を一にする者と次の事実がない限り別生計とみなす。

ア 消費物資の共同購入を行っていること。

イ 出稼ぎ等により送金していること。

ウ 生活費等の援助を受けていること又は行っていること。

エ 税法上扶養親族として控除の対象としていること。

オ 各種保険において扶養親族としていること。

4 費用徴収額の認定については、精神保健福祉法第 29 条第 1 項又は第 29 条の 2 第 1 項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額により行うこと。

また、継続入院者については、毎年 7 月 1 日の措置入院者について再認定し、7 月診療分から再認定額を費用徴収されたいこと。

5 所得割の額の把握に当たって、市町村等に課税情報を照会する際には、原則行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき照会すること。

なお、照会に際しては、以下の取扱いが可能である。

(1) 措置入院者並びにその配偶者及び措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者から課税情報を照会するための同意を取る必要はないこと。

(2) 措置入院者並びにその配偶者及び措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者の個人番号については、番号法第 14 条第 2 項の規定により、住民基本台帳ネットワークを用いて取得すること。

6 事務次官通知第 1 の 2 (3) に規定する寡婦控除等のみなし適用については、当該制度について十分に説明し、措置入院者並びにその配偶者及び措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者から申告書や戸籍事項証明書等を提出させること。

7 措置入院の費用徴収に当たっては、措置入院者本人等に上記 1 に示すような本制度の趣旨を十分説明し、協力を得られるように努めること。